

～令和3年度住宅用省エネルギー設備設置費補助金のご案内～

(太陽光発電システム)

1 申請期間

申請開始日：令和3年4月23日（金）～ ※土日祝日は除く

受付時間：8：30～17：00

※補助金の申請総額が予算に達し次第、申請受付が終了となります。

※省エネルギー設備ごとに申請書類一式の提出が必要となります。

2 受付場所

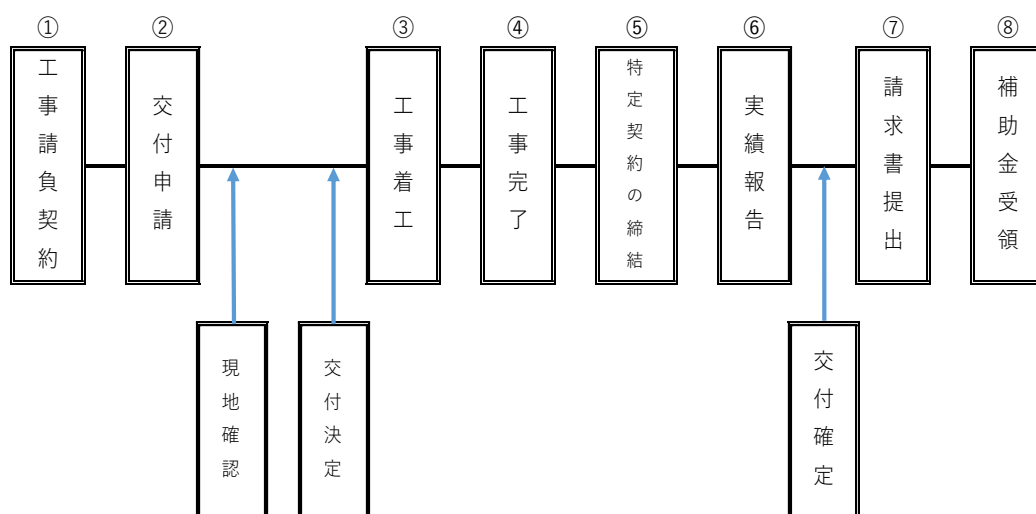
市役所2階 環境保全課 環境政策室

申請方法は、持参・郵送（新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、令和3年5月31日（月）必着分まで郵送受付可とします。なお、6月1日（火）以降は持参のみの受付となります。）

※郵送での受付は、郵送到着日当日の窓口申請受付分後とします。

※実績報告については、郵送での提出が可能です。

3 補助の流れ



4 補助金額について

設備の定義	太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であって、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるもの。 HEMS または定置用リチウムイオン蓄電システムを併せて設置すること。
補助金額	1kW(小数点以下第3位を四捨五入)あたり、20,000円。 上限額は90,000円

5 交付申請について

工事着工日の20日前(土日祝日の場合はその前日)までに、下記の書類を添えて申請してください。

(1)申請時に必要な書類

	必要書類と詳細
1	交付申請書(第1号様式) ⇒設備を設置する住宅に複数の所有者がいる場合は、申請者以外の全ての所有者の署名が必要となります。
2	工事請負契約書・見積書の写し ⇒設置経費・工事着工日(完了日)が記載されていること ⇒『申請者=発注者』であること ⇒見積書については、設置経費・内訳が記載されていること
3	設備を設置する住宅を申請者が所有していることを証する書類 申請者名義の家屋の固定資産税課税台帳記載事項証明(コピー不可) 申請者名義の建物の登記簿謄本(コピー不可) 等 ⇒住宅の建築完了後間もない場合、申請時に住宅の建築が完了していない場合は、提出することができない為、実績報告時に提出してください。
4	補助対象設備に関する工事内訳書(別紙1)
5	設置設備の仕様が確認できる書類(設備のカタログ)の写し ⇒太陽光パネル、パソコン及びHEMSまたは蓄電システムの仕様が確認できるもの
6	設備の設置場所と設置枚数が確認できる図面の写し
7	設備の工事着工前の現況写真(カラー) ⇒設置予定場所、建物全体、足場が取れていること
8	設備設置場所の地図
9	申請前チェックシート

(2)重要事項

補助対象となる設備

- ①未使用品であること。
- ②関係法令に準拠していること。
- ③太陽電池の出力を監視する等，全自動運転を行うものであること。
- ④太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方が 10 キロワット未満のもので，次のいずれかの規格等に適合していること。
 - (1)国際電気標準会議の規格又は日本産業規格（JIS）に適合しているもの
 - (2)一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
 - (3)一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの
- ⑤HEMS 又は定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する(している)こと。

HEMS	住宅全体の電気使用量等を自動で実測しエネルギーの見える化を図り，電気使用量の制御機能を有し，機器の制御に係る装置(コントローラー等)が『ECHONET Lite』規格の認証を受けていること。
定置用リチウムイオン蓄電システム	国が平成 25 年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として一般財団法人環境共創イニシアチブにより登録されていること。

- ⑥増設の場合は，増設後の設備が上記要件を満たすものであること。

(3)補助の対象となる者

- ①市内に建築工事が完了した住宅を所有し，自らが契約した未使用の太陽光発電設備を設置し，東京電力パワーグリッドと当該設備により発電した電気にかかる特定契約を締結する方。

『申請者＝住宅所有者(建物の登記簿名義(家屋の課税台帳証明名義))
＝設置工事契約者＝特定契約者＝請求書名義』になっていること。

※名義の完全一致が原則になります。

認められない例) 申請者・工事契約者：夫，特定契約者・課税台帳証明名義：妻
この場合，実績報告時 4 つの名義を統一していないと補助要件を満たさないことになり，実績報告をいただいても補助の対象となりませんので注意してください。

- ②実績報告書を提出する日までに，補助対象設備を設置した住宅に居住し，本市に住民登録の届出を済ませていること。
- ③同一住所において，過去に，この制度の同一の設備による市の補助金を受けていないこと。

6 交付申請の内容に変更や工事の中止が生じた場合

変更とは？⇒申請時と同じ設備ではあるが、異なる型番の物を設置した場合等
『八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書』(第3号様式)の提出が必要になりますので、必ずお問い合わせのうえ、ご確認ください。

7 設置工事の着工について

補助金申請を行った後、2週間程度で交付決定通知書を送付します。通知を受けてから、工事を着工するようにしてください。

なお、申請時の工期が変更となる場合は、変更の届出が必要となりますので、お問い合わせください。

8 実績報告について

全ての設置工事が完了した日から60日以内、または令和4年2月28日(月)のいずれか早い日までに、下記の書類を提出してください。

※『全ての設置工事が完了した日』とは、設置工事が完了し、電気事業者と当該設備により、発電した電気に係る特定契約を締結し、系統連系した日をいいます。

※郵送の場合は、令和4年2月28日(月)必着

必要書類

	必要書類と詳細
1	実績報告書(第5号様式)
2	領収書の写し ⇒割賦払いで領収証が出ない場合は、販売店が発行する支払い証明書の写しを添付してください。
3	補助対象設備の概要(別紙2)
4	特定契約の締結が完了したことが分かる書類 <ul style="list-style-type: none">・特定契約締結完了(落成受付完了)のメール・系統連系完了のお知らせのメール・特定契約のご案内 ※実績報告時に東京電力パワーグリッドとの特定契約の締結が完了していることが必要です。
5	設備設置が分かる写真(カラー、撮影日が入っていること) <ul style="list-style-type: none">・太陽光パネルの全体及び枚数が確認可能なもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーコンディショナー ・建物全体
6	保証書の写し (HEMS または蓄電システムの保証書も添付してください。) 保証書の発行が遅れる場合は、出荷証明書及びメーカー発行のパネルのバーコード
7	住民票の写し (コピー不可) 設備を設置した住宅における申請者の住民票の写しで発行日から 90 日以内のもの
8	遅延理由書 実績報告が特定契約締結日の翌日から起算して 61 日以上経過した場合に提出が必要になります。 <u>遅延理由書の提出により、実績報告書の締め切り日(令和 4 年 2 月 28 日)が延長されるわけではありませんのでご注意ください。</u>
9	設備を設置する住宅を申請者が所有していることを証する書類 ①申請者名義の家屋の固定資産税課税台帳記載事項証明 (コピー不可) ②申請者名義の建物の登記簿謄本 (コピー不可) 等 建築時期等の事情により実績報告時に①が提出できない場合には、②を提出してください。(申請時に提出済の方は、提出不要です。)
10	八千代市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付請求書(第 7 号様式) 補助金の振込手続きを円滑におこなうため、 <u>申請者名義の通帳の表紙の裏(写し)を添付してください。</u>
11	実績報告チェックシート

9 補助金の支払いについて

実績報告提出後、概ね 2 週間ほどで交付額確定通知を発行し、ご自宅へ郵送いたします。また、補助金の支払いについては、実績報告後概ね 4 週間後を予定しています。

10 その他の注意事項

(1)書類の記入について

- ・各種書類については、申請者の方の自署が必要です。また、記入の際は油性の黒のボールペンで記入をしてください。
- ・実績報告書や請求書に使用する印鑑は、申請書に捺印したものと同一ものを使用してください。
- ・申請書・実績報告書・請求書の右上の日付は空欄にしてください。

- (2)複数の省エネルギー設備を申請する場合、設備ごとに交付申請及び実績報告の書類一式を提出する必要があります。
- (3)財産の管理・処分の制限について
法定耐用年数を経過するまでは、承認を受けた場合を除き、設備等の譲渡・処分はできません。もし、耐用年数期間内に処分・譲渡をした場合は、補助金を返還していただく場合もありますので、ご注意ください。
- (4)メールやFAXでの事前審査は行いません。
- (5)提出書類の内容等により、前述の必要書類以外の書類の提出を求める場合があります。
- (6)特定契約または電力受給契約について
実績報告には電気事業者と特定契約を締結し、系統連系することが必要です。電力受給契約の申し込みが遅かったために、書類が間に合わず補助金が交付されないといった事例が毎年数件ございます。
工事予定が決まりましたら、速やかに電気事業者へ特定契約または電力受給契約の予約を行うようにお願いします。